

## 近海中規模漁船の実態調査（案）

調査対象：100 海里以内を操業区域とする総トン数 20 トン以上長さ 24 メートル未満のすべての漁船

調査期間：平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月

調査内容：

- 操業の形態（漁業種、漁労作業の内容、操業日数、操業海域等）
- 漁船の仕様（使用燃料、構造及び機関（主機、補機、漁労機器の詳細）等）
- 業務実態（以下の業務実態の内容について、詳細に把握）
  - ・ 船員（機関士、機関部員）の日々の作業場所、作業内容及びそれぞれの作業時間
  - ・ 機関故障等のトラブルの対応体制
  - ・ 機関の異常の内容（計器類の異常数値、エンジンの異常音、異常振動等）
  - ・ 機関の異常（計器類の異常数値、エンジンの異常音、異常振動等）を察知し、機関故障を未然に防いだ具体的な作業内容及び作業に要した時間
  - ・ 機関故障の内容
  - ・ その際の具体的な作業内容、作業の結果（機関故障の正常化、機関未修繕等）
  - ・ 機関未修繕の場合の措置（海上保安庁へ救助要請、そのまま操業等）